⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 9 November, 2009 (tenders bring with : 9 : 30 A.M., 10 November, 2009 or submitted by mail : 4 : 00 P.M., 9 November, 2009)

⑹　Contact point for tender documentation : Masahiro Satou, Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Hokuriku Regional Agricultural Administration Office, 2―2―60 Hirosaka Kanazawa city Ishikawa prefecture 920―8566 Japan. TEL 076―263―2161 ex. 3147

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年8月24日

独立行政法人森林総合研究所

森林農地整備センター近畿北陸整備局

局長　佐藤　康文

◎調達機関番号　539　◎所在地番号　14

○第02号

1　工事の概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　21美濃６工区農用道２号トンネル工事

⑶　工事場所　岐阜県下呂市地内

⑷　工事内容　本工事は、農用地総合整備事業美濃東部区域の事業計画に基づき、農業用道路６工区に係る２号トンネルを施工するものとする。

主要工事概要　農業用道路（トンネル工）

①　施工延長　Ｌ＝610m（ＮＡＴＭ工法）

②　内空断面積　44㎡

農業用道路（起点側）Ｌ＝137m、幅員7.0m　農業用道路（終点側）Ｌ＝30m、幅員7.0m　残土処理場整備工　遮水シート19,240㎡　保護マット　28,860㎡、整備工　一式

⑸　工期　平成23年11月下旬（予定）まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート7,420㎥、鉄筋69ｔ

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑻　本工事は、下記内容の対象工事である。

ア　価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う総合評価方式（施工体制確認型）及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する「特別重点調査」の工事である。

イ　本工事は、入札時に下記の提案を受付ける工事である。

①　企業の高度な技術力（覆工コンクリートの品質・耐久性確保等、周辺環境への配慮）の提案

②　工事全般の施工計画（掘削時の安全対策及び品質確保の具体的な施工計画）の提案

ウ　契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の工事である。

エ　入札参加資格者名の公表を落札者決定後に行う、事後公表の工事である。

オ　低入札価格調査対象工事（独立行政法人森林総合研究所契約事務取扱要領第16条）に対する工事である。

カ　入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

キ　競争参加資格確認申請書の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

2　競争参加資格に関する事項

競争参加資格については、次のすべての条件を満たす者もしくは条件を満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という）であって、「21美濃６工区農用道２号トンネル工事」に係る特定共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　「独立行政法人森林総合研究所業者等選定要領」（20森林整管第54号）第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　森林総合研究所森林農地整備センターにおける対象工事種別（建設工事）に係る平成21・22年度一般競争参加資格を付与されていること。（「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、森林総合研究所森林農地整備センターが別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　森林総合研究所森林農地整備センターにおける対象工事種別（建設工事）に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が1,250点以上であること。

ただし、特定共同企業体の場合は、代表者にあっては客観点数が1,250点以上とし、代表者以外の構成員にあっては客観点数が1,150点以上であること。

⑷　１―⑵に示した工事に係る設計業務等の請負者又は、当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑸　当該建設事業所における現場技術業務の請負者又は、当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑹　ＮＡＴＭ工法に係る工事全般の施工計画が適正である者であること。

⑺　施工実績

ア　平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。

イ　同種工事とは「ＮＡＴＭによる内空断面積が（覆工後の内空断面積）44㎡以上かつ同一トンネルにおいて500m以上の道路トンネル工事」をいう。

ウ　特定共同企業体の場合は、代表者にあっては同種工事の施工実績を有し、代表者以外の構成員にあっては「ＮＡＴＭによる内空断面積（覆工後の内空断面積）44㎡以上かつ同一トンネルにおいて300m以上の道路トンネル工事」の施工実績を有していなければならない。また、経常建設共同企業体の場合は、構成員のうち１社が同種工事の実績を有していなければならない。

⑻　配置予定技術者

ア　平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、２―⑺―イの同種工事の施工実績を有すること。ただし、特定共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１名が同種工事の実績を有していなければならない。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。

イ　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　特定共同企業体および経常建設共同企業体として競争参加資格確認資料を提出する場合は、その各々の構成員から主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。

オ　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係であること。なお、恒常的な雇用関係とは競争参加資格確認資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑼　本工事に特定共同企業体および経常建設共同企業体として競争参加資格確認資料を提出した場合、その構成員は単体として競争参加資格確認資料を提出することはできない。

⑽　競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局長から「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（20森林整管第60号、以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

3　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制評価点

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性